

京都市北部クリーンセンター

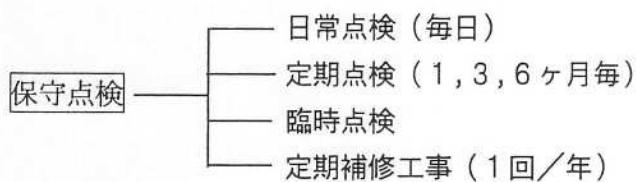
維持管理に関する計画書

## 第1節 維持管理計画書

### 1. 一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準

- 1) 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うものとします。  
ごみ計量機によって投入量の管理を行っています。
- 2) ごみは、ごみピット内でクレーンにより均一に混合され、燃焼設備に投入するものとします。攪拌は、自動で行います。
- 3) ごみピット内空気を燃焼用空気に使用することにより、ごみの飛散及び悪臭の発散を防止します。又、炉停止時は脱臭装置を使用します。
- 4) 蚊、ハエ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持するものとします。
- 5) 騒音及び振動については、敷地境界において基準値以下とし、周囲の生活環境を損なわないようにします。特に騒音、振動の大きな機器については、防音材、防振ゴムの採用、また部屋には吸音材を施工します。
- 6) 本施設から排出される排水は、排水処理設備により下水道法及び京都市公共下水道事業条例で定める基準値以下に処理し、一部再利用、一部下水道へ放流します。
- 7) 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水管に関する検査を行います。
- 8) 当市は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うものとします。
- 9) 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保有するものとします。

2. この計画書は、本施設の能力を十分発揮させ、安全に操業するための計画書です。  
 維持管理は、特に保存点検、定期点検および定期補修工事（オーバーホール）が必要で、その計画の基本的な考え方を示すものです。



#### 1) 日常点検

目視による範囲とし、配管中の漏洩、異常振動、騒音、発熱、水位及び計器類の監視による異常の点検を行うもので、損傷箇所は、速やかに補修を行う。

#### 2) 定期点検

定期点検としては、運転またはラインの休止により、目視範囲はもとより、腐食、摩擦、灰のつまりなど日常点検の出来ない箇所の点検を行い、清掃及び補修を行う。  
 また、日常点検時の記録をもとに定期点検を進め、定期点検をより完全なものとする。

#### 3) 臨時点検

操業中、重大な異常が起こった場合、炉の運転を停止させ、臨時に点検を行うもので、本点検が発生しないよう、日常点検、定期点検、定期補修工事を完全に行う必要がある。

#### 4) 定期補修工事

1回/年、施設を全停止させて機器の点検、清掃および補修を行う。また、この補修工事は、今後1年間は正常運転が出来るための補修工事とする。なお、定期補修工事の内容については、定期点検時の記録をもとに、補修工事の内容について十分検討を行った上で実施する。

## 第2節 点検項目

### 1. 焼却施設の運転点検業務（総括）

#### 1) 日常業務

主な業務	基準間隔	業務内容	業務目的及び留意点
運転	毎日	運転状態の監視	安定した運転、安全管理
日常の保守点検	1時間毎	巡回点検、異常の処置	正常運転の確認、異常の早期発見と処置、安全点検
クレーン点検	毎日	法令の基づく日常点検	正常な状態の確認
運転記録	1時間毎	運転データの記録、事故及び処置の記録、報告	基礎データの蓄積、資料化並びに異常データからの問題点発見と処置
施設内の清掃	毎日	施設内の清掃	作業環境の整備、美化
引継	交替時	運転状況、異常事項等の引継	全員に周知徹底及び重要事項の報告

## 2)定期業務

主な業務	基準間隔	業務内容	業務目的及び留意点
焼却炉・ボイラ起動操作	6ヶ月	各機器の起動前点検 起動操作を行い安定した状態とする。	円滑な起動のため安全確認と処置。円滑な炉・ボイラの立ち上げ
炉内清掃	6ヶ月	ストーカの異常、摩耗レンガの状態の確認	炉材の保全・機能維持
ボイラ点検	2ヶ月(中間年)	法令に基づく定期点検(自主点検)	機能維持(機能維持)
給じん装置	1ヶ月	各部の摩耗確認	機能維持
排ガス処理装置	6ヶ月	装置内の灰付着、堆積灰の除去	機能維持
タービン発電機	4ヶ月(中間年)	法令に基づく定期点検(自主点検)	機能、摩耗、劣化等の点検及び処置(同上と同等の点検)
灰出し装置	6ヶ月	各部の摩耗	機能維持
通風設備	6ヶ月	各部の摩耗	機能、摩耗、劣化等の点検及び処置
給排水設備	1ヶ月	タンク・ポンプ類の清掃	機能維持
排水処理設備	3ヶ月	機能及び異常の有無点検整備	機能維持
電気設備点検	2ヶ月	機能及び異常の有無点検整備	機能維持、保全
クレーン及び圧力容器点検	1ヶ月、1ヶ月	法令に基づく定期点検巡回点検、異常の処置	機能、摩耗、劣化等の点検及び処置
給油	機器毎	潤滑油補給 (1週間~6ヶ月)	機能維持
分解点検整備	機器毎	機器毎の分解内部点検整備	重故障の未然防止機能維持
凍結対策	冬期	長期間休止時の配管の水抜等	凍結事故の防止

## 3)不定期業務

主な業務	基準間隔	業務内容	業務目的及び留意点
作動油交換	隨時	作動油及び劣化潤滑油の交換	機器の保全、機能維持
機器点検調整	隨時	制御機器類の点検調整	許容範囲内への調整
部品交換	隨時	消耗部品	機器の保全、機能維持
薬品補給	隨時	所要薬品の補給	運転維持と安全
修理	隨時	故障部分の修理予備品との交換等	応急修理か本格修理の選択
塗装	随时	施設の塗装剥離部分の再塗装	予防保全とリフレッシュ化